

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	許可証の再交付	
根拠法令及び条項	岐阜県使用済金属類営業に関する条例 第５条第４項	
所管部局課室係名	岐阜県警察本部生活安全部生活安全総務課 営業係 (TEL：058-271-2424)	
審 査 基 準	関 係 条 項	岐阜県使用済金属類営業に関する条例施行規則 第10条第１項（許可証の亡失等の届出）
	基 準	判断基準は条例の定めによる。
	参 考 事 項	申請先 営業所の所在地を管轄する警察署（第３条第２項の許可を受けた者は 当該許可（第７条第１項の許可の更新を受けた者は直近の許可の更新） の申請を行った警察署）の生活安全課
	設 定 年 月 日 等	平成25年10月１日設定 （ 年 月 日変更）
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	総日数14日
	内 訳	経由機関 日（ ） 協議機関 日（ ） 処分機関 日
	設 定 年 月 日 等	平成25年10月１日設定 （ 年 月 日変更）
備 考		